

ネットワーク・ニュース NO.60

2022年7月11日発行

発行 心神喪失者等医療観察法（予防拘禁法）を許すな！ネットワーク

連絡先 板橋区板橋 2-44-10-203 ヴァンクール板橋 北部労法センター気付

Fax : 03-3961-0212

郵便振替口座 00120-6-561043 加入者名 予防拘禁法を許すな！ネットワーク

目次

7月全国集会案内	P1
神出病院の取り組み	P3
刑法等改悪案	P6
総行動報告	P8
集会案内	P10
事務局より	P11

7. 24 医療観察法を廃止しよう！全国集会 (ZOOM 参加あり)

日時：7月24日（日）13時30分開場、開始14時～16時30分

場所：としま区民センター(JR他各線 池袋駅(東口)下車 徒歩7分)

講演：「日本の強制医療を変える新たな闘いへ」

講師：池原毅和さん（弁護士）

・講演後には質疑応答の時間があります

発言：医療観察法元対象者

有我讓慶さん（大阪精神医療人権センター）

山口 創一さん（刑法・少年法改悪に異議あり！緊急アクション）

吉田 明彦さん（精神医療サバイバーズフロント関西 主宰）

参加費：500円

● 関東地方以外から参加の精神障害当事者には5000円の交通費補助があります。

- 電話による問い合わせ：090 - 6122 - 7700（石橋）
- 共同呼びかけ：心神喪失者等医療観察法をなくす会／国立武蔵病院（精神）強制・隔離入院施設問題を考える会認定NPO大阪精神医療人権センター／心神喪失者等医療観察法（予防拘禁法）を許すな！ネットワーク
- 連絡先：心神喪失者等医療観察法（予防拘禁法）を許すな！ネットワーク
（東京都板橋区板橋 2-44-10-203 北部労働者法律センター気付 FAX:03-3961-0212）

ZOOMでの集会参加をご希望の方は、7月21日までに
kansatuhou20@gmail.com宛、下記の事項を記載して申し込んでください。

1. 名前（必須）
2. 連絡先メールアドレス（必須）：ZOOM 集会参加に必要な情報をお知らせします。
3. 電話番号 ZOOM 関係の調整用電話番号
4. 所属（あれば）

★ ZOOM 参加に慣れていない方は、当日、30分前くらいからアクセスして接続を確認していただけます。

★ 財政難の折、ZOOM 参加の方はカンパの振り込みにご協力ください。

カンパ振込先：郵便振替口座 00120-6-561043

加入者名 予防拘禁法を許すな！ネットワーク

注）摘要欄に「7.24 全国集会」もしくは「ZOOM」と必ずご記入ください。

医療観察法・精神保健福祉法など“ほぼ定着”させられたかのように見えた精神障害者差別体制が、津久井やまゆり園事件や神出病院事件、コロナ・クラスターなどで巨大な矛盾を露呈し、他方での昨年10月の第63回人権擁護大会「精神障害のある人の尊厳の確立を求める決議」、そして本年8月の障害者権利条約対日審査などで、いま大きく揺らぎ始めています。

国連障害者権利委員会は、措置入院・医療保護入院等を規定する精神保健福祉法等の撤廃のために講じた措置、隔離・身体拘束等を廃止するためにとった法律上・実践上の措置など、強制入院や隔離・身体的拘束等に関する事項について事前の情報提供を求めています。

他方、政府・厚労省・日本精神科病院協会は、昨年10月以来「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」の回を重ねるなかで、居直りを深めて巻き返しに転じ、「報告書」取りまとめをステップに、今秋臨時国会での精神保健福祉法・障害者雇用促進法束ね「改正」を狙っています。

また今国会で刑法・更生保護法等を大改悪し、裁判所・刑務所・保護観察所などの裁量強化と、重罰化と教育刑をセットにした本格的な予防刑法—「保安処分」体制構築を狙っているのです。既に医療観察法では、刑務所敷地内に司法精神医学部門を整備した北大病院医療観察法病棟を作り矯正施設と連携するなど、新たに踏み込んだ攻撃が仕掛けられています。

こうした攻防のなかで日弁連人権擁護大会は「決議」実現にむけて「当事者団体、精神医療福祉関係者団体、市民団体、労働組合などの多くの人々の論議に基づく法制度政策改革への働きかけが不可欠で共闘態勢を築いて行きましょう」との呼びかけを発している。私たちも改めて「再発防止」を謳い新たな「保安処分」態勢の嚆矢となった医療観察法の差別的実態を暴き、精神保健福祉法など醜悪な日本の精神医療を糾弾し、運動の力で大きく揺さぶり、変革したい。既に、医療観察法廃止へ！ 障害者権利条約実現へ！ 新たな闘いの攻防が始まっています。全国集会にぜひご参加ください。

「神出病院における虐待事件等に関する調査報告書」の衝撃 ～神出病院事件の底知れぬ闇～

精神医療サバイバーズフロント関西 主宰 吉田 明彦

「おぞけだつ」「嘔吐を覚える」「とてもではないが読み進められない」— 去る5月2日に公表版が発表された「神出病院における虐待事件等に関する調査報告書」(※)を読んだ人々は口々にそう言う。

同病院を経営する医療法人財団兵庫錦秀会発足の「神出病院における虐待事件等に関する第三者委員会」(委員長：弁護士 藤原正廣氏)が7か月をかけてまとめた、281頁からなるその報告書の内容はそれだけの衝撃度を持っている。

※ 神出病院ウェブサイトの「第三者委員会に関する調査報告書の公開について」(2022年5月2日) ページから閲覧・ダウンロードできる。長いがぜひお読みいただきたい。

すでに刑事裁判を通して刑に処せられ、あるいは執行猶予処分となっている6人の元・看護職員たちによる犯行、法廷では裁かれなかった彼らの他の加害行為、他の職員

たちのあいだでも横行していた虐待の数々、医師らが関与しまたは黙認した違法行動制限・不適正な医療行為、同敷地内の特養からの高齢患者の違法転院などなどについての気が滅入るような記述が続く。

また、その背景にある経営法人理事会、とりわけ病院を私物化した前理事長・藪本雅巳氏の乱脈経営が描き出される。彼は必要経費の支出をしぼりながら（患者が使うシャワールのボイラー修繕すらできず湯が出なかった）、神出病院および同敷地内の特養と看護学校の全人件費の実に15%（2019年度だけで2億5800万円）をひとりで得ている。これは医療法54条が禁じる剰余金の配当である。

さらには、じゅうぶんな調査・指導を怠った兵庫県と神戸市のずさんな対応も厳しく指摘される。

なかでも特に大きな衝撃を読者に与えたのは、逮捕も起訴もされていないが6人に決定的な影響を与えた看護師長（当時）の暴行についての記述部分だ。統合失調症と診断された男性のからだを若い看護助手に押さえつけさせ、強制的に射精をさせて喜ぶグロテスクな性暴行の繰り返しを含む、極度に嗜虐的な暴力場面の数々は読むに堪えない。悪夢のようである。

しかし、当時の病院長はこの人物を別病棟に転属させたり主任に降格させたりするのみで、自主退職のかたちで彼は病院を去る。この人物は、いまだ刑事・民事いずれの法的処分も受けず、被害者たちへの謝罪や賠償などの責任も一切果たしていない。

この報告書は兵庫錦秀会が発足させた第三者委員会によるものであるが、障害者・家族団体、精神医療人権センター、弁護士会、精神保健福祉士協会などの職能諸団体が協力しての足かけ3年にわたる取り組みの結果として実現したとあってよい。

2020年8月17日に市が神出病院に対し発出した改善命令に第三者委員会を設けて調査に当たることが含まれたが、法人はこれを拒み、うちうちの「危機管理委員会」をもって代えようとした。しかし、そのような密室のお手盛りの会合が使命を果たしたり社会的批判を免れたりできようはずはなく、結局事件発覚から1年半以上経ってようやく第三者性を備えた委員会を発足させざるを得なくなった。それがこのたびの第三者委員会である。

当初からの関係諸団体の求めは、あくまでも法人からは独立した第三者委員会を市が招集することであったが、一旦今回の委員会発足の動きが示されてからはその人選や調査の進め方についての市と委員会への働きかけが取り組まれた。報告書の委員会のヒアリング対象のなかに、関係諸団体を代表して申し入れをした筆者（当時、兵庫県精神医

療人権センター共同代表代行)と精神家族会であるひょうかれんの会長が登場する(6頁)。

報告書には、法人・病院側が委員会に対し非協力また藪本前理事長への面談を徹底して拒むなどの妨害をもって対応した様子が書かれている。肝心の被害者たちへのヒアリングも拒まれた。それへの委員たちの怒りが報告書200頁に登場する。

「このような対応からすると、兵庫錦秀会が当委員会の調査を受けることにしたのは、神出病院の運営実態が改善されなくても、第三者委員会の調査を受けたという事実だけで『禊ぎ』が終わったとすることに利用しようとしただけではないかと疑わざるを得ない。」

兵庫県と神戸市は、この報告書を真摯に受け止め、医療法、精神保健福祉法ほか関係法規に照らし、徹底的な真相究明と指導に当たることを通して被害者救済に繋げなければならない(神戸市と兵庫県精神保健福祉士協会からの推薦を受けた調査員らによる意向調査では、約半数の人々が転院を希望したと議会で部局が答弁している(2022年6月21日、神戸市会福祉環境委員会))。

紙幅が尽きたので触れられないが、神戸市の取り組みには評価すべき点が多々ある。しかし、問題の深刻度にはやはりまだ見合っていない。

今回の報告書をまとめた委員会は力のこもった仕事を残した。まとめ作業の終盤3月は徹夜仕事が続いたと聞いている。

我々は、投げられたこのボールをしっかりと受け止め、刑事上、民事上、行政上の三方向の観点から、神出病院事件という底知れぬ暗部を覗かせる問題の解決のための努力をより一層進めなければならない。



刑法一部「改正」通常国会で成立

山中 雅子（刑法・少年法改悪に異議あり！緊急アクション）

国会終盤の6月13日、参議院本会議において刑法等一部「改正」が可決成立した。反対は立憲・共産・沖縄の風・れいわ等。緊急アクションは、5月10日（衆）5月31日（参）と2回の院内集会を開き、延べ76名の参加、法務委員会所属国会議員も延べ7名の参加を得た。また、戦争・治安・改憲 NO!総行動の憲法審査会開催日国会行動のテーマに刑法改悪反対も入れて国会前座り込みも闘った。衆議院では侮辱罪重罰化、参議院では拘禁刑に関して議員も質疑で疑問を多く出しており、院内集会への議員の参加があるなど、問題の多い法案である認識は国会内でも一定あった。侮辱罪と拘禁刑は別種なのに（法律を準備する諮問機関の法制審も別）一括して審議され、また、今国会法務委員会前半はこれまた問題の多い民事訴訟法（民事裁判 IT 化）が審議された後で元々審議日程も限られていた。十分な審議が行われたと言えない状況で、最終回の質疑でも新たな論点が出されていた。法律的な面でも、新たに日弁連から被疑者の社会内処遇に関する懸念が5月26日にも出されるなど、無罪推定に反しないか、保安処分的運用がないか、疑念は払拭されていない。

2017年の法制審議会少年法・刑事法部会開始以降、学習会や集会を重ねてきた。当初、福祉の治安利用ということで福祉関係者の反対も強く、全国集会のテーマやネットワーク学習会でも取り上げられた。法制審の部会に関しては月1回、刑法改悪阻止！保安処分粉碎！全都労働者実行委員会でビラ情宣も行った。昨年少年法に続き今回の刑法で、法制審のこの部会の答申は立法化された。ただ、法制審で今回はなしとされた課題もある。特に満期釈放者対策は今後も強化されると思われる。他の刑法関係としては、GPS付の保釈や、刑事裁判のIT化も国会に上がってきそうだ。

刑法「改正」の中身としては、懲役と禁固を一本化して拘禁刑へ、保護観察が付きやすくなるような執行猶予制度、保護観察や更生（緊急）保護の強化拡充、被害者の心情を聴取してより直接的に伝達する制度、などである。要は、刑務所内においても、社会内処遇（捕まって起訴前から、執行猶予、仮釈放、刑執行終了後まで）においても、反省を強制し、改善することを義務付け、健全な市民へと改造するということだ。刑罰を応報刑要素を相対的にして、教育刑方向へ。改善指導、再犯防止を目的にする。人を変えるということでは、内心の自由、思想・信条の自由とのかかわりはどうなのか。行った犯罪行為に何らかの社会的原因があっても、個人を治療するやり方がとられる。思想的背景のある犯罪などは禁錮刑で、と言われてきたが、その禁錮刑はなくなる。また、

改善を目的にすると、改善されない場合はどうするのか。今回、刑執行終了者への「援助」は無期限で、いつまでも介入されるおそれがある。こういう、保安処分的な刑事司法は、医療観察法、刑の一部執行猶予制度導入、再犯防止推進法と、作られてきていたが、今回、刑法の中で刑の執行は「改善更生のため」となった。被害者心情伝達も含め、反省を強いる点も医療観察法の内省プログラムの問題性からすると、そこまでの心理的負担を義務化していいのかと思う。

また、今回、「援助」が行われる範囲が広がった。起訴・不起訴を決める前から、刑が終わってもずっとだ。「援助」は、就労・教育・住居のほか、医療・福祉も含まれる。この場合の福祉は再犯防止目的であり、一般の福祉とは異なることが法制審で政府より言われている。例えば保護観察中であれば、福祉も何か問題があれば保護観察所へ報告することになる。監視・管理の側面を持ち、治安のために行われる。また、福祉を受けることには本人の同意は必要になっているが、留置所や刑務所から出られるかどうか福祉を受け入れることにかかっている場合、自発的とは言えない。医療・福祉といっても例えば精神病院への入院とか、施設入所とかもある。警察に捕まったら出る時に精神病院入院へ、となる人が増えるかもしれない。刑務所受刑者の約20%には何らかの精神障害がある。

もう一つ、刑法等の「改正」に加わった侮辱罪重罰化は、拘留または科料であった法定刑を、懲役や禁錮、罰金も加えた。この重罰化によって時効も伸びるほか、逮捕がほとんどできなかったのがほかの罪同様に逮捕できるようになった。ネット上の誹謗中傷の被害が深刻なのに対応してなのだが、加害者が判明しにくい等特徴のあるネット上の書き込みに関しては、重罰化しても効果は薄いともいわれている。そして、侮辱罪は表現したことにより犯罪とされるわけだが、逮捕できるようになったことで、政府、権力者、大企業などを非難することで、有罪になるほどではなくても逮捕・取り調べの脅しで圧力を与ええる懸念がある。

今回の刑法「改正」の拘禁刑、侮辱罪ともに国際的な動向にも反し、思想・信条の自由に反するものだ。通ってしまったが今後の運用を注視していきたい。



戦争・治安・改憲NO!—激震の季節が到来する

(破防法・組対法に反対する共同行動)

今春、反戦・反基地—反治安法・反弾圧—医療観察法廃止—日の丸・君が代反対など8領域で闘う課題別戦線が共闘する戦争・治安・改憲NO!総行動は、ウクライナ反戦や憲法審査会反対など20回を超える国会行動や集会・デモで反撃したが力及ばず、次々と悪法制定を許してしまった。

20年以上にわたって医療観察法・共謀罪・盗聴法・秘密法など時代を画する治安法や戦争法と攻防を繰り返してきたが、今通常国会は文字通り異様であった。成立した治安・戦争法は日本版FBI創設の改悪警察法、外国人のみを搬送できる改悪自衛隊、国防優位の観点から生活まで動員・監視する経済安保法、民事訴訟IT化法、115年ぶりの刑法大改悪・侮辱罪新設などである。また憲法審査会論議が今国会で常態化して煮詰まり、既に緊急事態条項新設や国民投票法改悪論議が進んでいる。

異様な通常国会攻防の最大の問題は、立憲民主党を含め各政党、連合など国益主義労働運動、日弁連など法曹界、マスコミ、一部市民運動などが、ウクライナ戦争の衝撃を受けて「国を守れ」と一挙に翼賛化し、参戦国化する岸田政権への抵抗力を急速に喪失したことである。更にコロナ⇒集会自粛の毒が全身に回り、国会前はほぼ閑散としていた。その中で、①法制審議会など各種検討会が省庁・与党の御用機関と化し、②包括・束ね法案という国会審議省略手法を濫用する（2つの法制審答申＝侮辱罪重罰化と刑法等改悪を束ね、経済安保法は138もの政・省令任せで中身不明、膨大な法案を抱える内閣委拙速審議）などが粛々と進んだのだ。

しかも岸田政権は、参院選を控え対決法案を先送りしたと公言し、国会後半には、次々と新たな・危険な提案を打ちだしている。一つは自民党が『国家安全保障戦略提言』（4月26日）や『世界一安全安心な日本に向けて』提言（5月12日）を打ちあげて、以降急激な戦争・治安エスカレートに突進することを明らかにしたことである。『国家安全保障戦略提言』は、①従来の「防衛」概念を「国防」概念に転換し（軍事→外交・軍事・諜報・経済）、②「専守防衛」⇒基地のみならず敵国指揮系統への「反撃能力」を保有する侵略戦争態勢を構築し、③軍事費GDP1%枠を大きく突破して2%超、武器輸出全面解禁に踏み出すなど、現実には戦争する国への突進宣言である。インド太平洋で米・日・中などの経済構想が乱立・対立する中で、8月リムパックなど日・米・韓・豪・NZ+印+NATOの多国籍合同軍事演習やサイバー演習・国民保護演習が激増し日常化する。

『世界一安全安心な日本に向けて』提言は、①23年G7サミット（広島、5月19～21

日)、25年大阪・関西万博開催に向けテロをはじめとする脅威を徹底的に封じ込める、②サイバー空間で更に国民の安全・安心を確保する、③水際対策を強化し不法滞在者に関する情報の収集及び分析の強化や送還促進を図るための制度を整備する、④次期再犯防止推進計画に基づき満期出所者や性犯罪者などへの息の長い支援（終生にわたる保安処分と読め！）実現を持続可能なものにする、ことを軸にしている。東京五輪戒厳を「成功」と総括し、警察庁サイバー警察局創設で「国際的共同作戦」に大きく踏みだした警察・法務省は、更に入管法改悪やGPS付釈放など「保護観察」態勢の飛躍的強化を狙っていることを隠そうともしていない。既に6月27日には刑事訴訟IT化やマネロン罪拡大が法制審に諮問され、国会上程策動が始まっている。

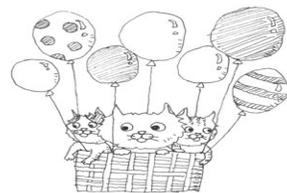
特に注目する必要があるのは、『安保提言』『世界一安全安心な日本』提言ともに対外諜報を担う国家情報局（日本版CIA）創設やファイブアイズの国際行政盗聴網（エシュロン）参加を公然と打ちだしたことである。治安・諜報機関の一元化・統合は1990年代以降画策され、省庁間権益対立で頓挫してきた歴史をもつが、非常事態型国家化進展とウクライナ戦争情勢の中で、新たに「インテリジェンス」統合として画策されているのだ。経済安保Ⅱ（機密情報取扱い資格者を政府が認定するセキュリティ・クリアランス制度創設など）の最も危険な中身である。

こうした進行する戦争・治安エスカレートの中で、岸田政権は参院選で改憲勢力3分の2を確保し、「選挙後できるだけ早いタイミングで原案を国会に提示し、発議をめざしたい」（茂木幹事長）と改憲国民投票を現実的政治日程にのぼせ始めた。自衛隊明記・緊急事態権限創設など4項目を軸とする明文改憲は、それにとどまらず表現・結社の自由など更なる戦争・治安国家への新たな号砲になる可能性をもっている。「グリーン事態」での、自衛隊による新たな反戦デモ敵視訓練などである。情勢激震に対決しうる反治安法戦線を再創造し、自立した大衆運動の連携・共闘を更に強化し、意を決して闘うべき時である。



集会・イベント案内

- ★7月17日(木) 五輪有罪・ばくちく無罪デモ
15:30集合 吉祥寺の杜・宮本小路公園
武蔵野五輪弾圧救援会
- ★7月18日(月・休) 第78回精神保健シンポジウム・上映
～施政権返還50年—未来への回想
国による隔離政策を考える～
上映会(入場無料): 10:30～ 夜明け前のうた 消された沖縄の障害者
シンポジウム(資料代800円): 13:15～16:30
特別ゲスト: 伊藤時男さん(長期強制入院被害者、国賠訴訟原告)
【第一部】時男さんの国賠訴訟に連帯する
【第二部】ハンセン病の国賠訴訟に学ぶ
公益財団法人日本精神衛生会、「国による隔離政策を考える」実行委員会、
沖縄障害者人権センター
お問い合わせ: 沖福連(山田)email:terushino@castle.ocn.ne.jp
- ★7月18日(月・休) 民事弾圧粉碎!日韓連帯集会
12:00～14:00 南部労政会館
破防法・組対法に反対する共同行動
- ★7月30日(土) 障害者と障害のない人がともに働くためのフォーラム2022
～改正障害者雇用促進法成立後の動向から障害者の一般就労の現状と課題を考える～
13:00～16:00 オンライン(ウェビナー)
DPI日本会議
申し込み: https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_KECuk7CSTiK00jlck3urtg
- ★10月14日(金) 次回天海訴訟第5回口頭弁論
14:30～ 東京高等裁判所
～65歳の壁「7条支援法」 障害者を年齢で差別するな!～



☆事務局より

- ◎ニュース発行は印刷代のほかに郵送代がかさみます。生活が厳しい方もたくさんいらっしゃると思いますが、可能な方で支援して下さる方は、表紙の郵便口座に振り込みをお願いします。ネットワーク会費は年間一口500円です。カンパもよろしくおねがいします。
- ◎メールアドレスをお持ちの方は、財政的に運営が厳しい中、ネットワークニュースのメールでの配信にご協力をお願いします。メール配信に切替えて戴ける方、郵送を止めてもよい方は、nyajira@y77.so-net.ne.jp 配信担当宛ご連絡ください。
- ◎住所変更がありニュースを引き続き購読の方、ニュース不要の方は、ファックス・郵送でご連絡ください。
- ◎ネットワーク定例会議は東京都内で開いています。参加ご希望の方は郵送でお問い合わせください。

神奈川新聞記事

2022年(令和4年)6月25日 土曜日

2021年度の精神障害による労災認定件数が過去最多を更新したことが24日、分かった。そのうち自殺(未遂を含む)は79人による。遺族は悲しみを抱えながら「仕事の原因だと認めてほしい」との思いで懸命に証拠を集め、労災申請にこぎ着けている。だが申請にも至らないケースは多い。認定率も3割程度にとどまり、労働問題に詳しい弁護士は「幅広く補償すべきだ」と指摘する。

■本記1面に

■トランプル続き

「がんばろうとしたけどだめだったよ」。メモ帳には、新妻に宛てた遺書があった。長野県飯田市の精密機器メーカー「多摩川精機」社員の吉田二郎さん(当時34)は20年4月、勤務先を飛び出し自ら命を絶つた。結婚生活4カ月目で、母恵美子さん(66)に

精神障害の労災過去最多

は、仕事以外の原因が考えられなかった。

午郎さんはJR東海が計画を進めるリニア中央新幹線の部品設計などを担当していた。家族は専門用語が並ぶスケジュール帳を丹念に調べ、遠方の関係者にも話を聞きに行った。

21年に飯田労働基準監督署(長野県)に労災を申請した。

「会社が決めた上長時間を越え、たまため残業も禁止された。恵美子さんは「何とかしよう」としたけど、どうしようもなかった。家族は専門用語が並ぶスケジュール帳を丹念に調べ、遠方の関係者にも話を聞きに行った。」

厚生労働省によると、21年度は約32%。脳・心臓疾患の認定率も約33%で、いずれも近年は3割前後で推移する。

労働問題に詳しい嶋崎量弁護士は「しゅくし定規な審査で不支給となるケースが多」と指摘する。昨年、脳・心臓疾患の労災認定基準が改正され、労働時間以外にも業務負荷がある場合は、残業が発症前1カ月間で100時間などの「過労死ライン」に達しなくても認定できると明記

懸命に証拠集めて申請 認定3割 広く救済を

「がんばろうとしたけどだめだったよ」。メモ帳には、新妻に宛てた遺書があった。長野県飯田市の精密機器メーカー「多摩川精機」社員の吉田二郎さん(当時34)は20年4月、勤務先を飛び出し自ら命を絶つた。結婚生活4カ月目で、母恵美子さん(66)に

「会社が決めた上長時間を越え、たまため残業も禁止された。恵美子さんは「何とかしよう」としたけど、どうしようもなかった。家族は専門用語が並ぶスケジュール帳を丹念に調べ、遠方の関係者にも話を聞きに行った。」

21年に飯田労働基準監督署(長野県)に労災を申請した。

厚生労働省によると、21年度は約32%。脳・心臓疾患の認定率も約33%で、いずれも近年は3割前後で推移する。

労働問題に詳しい嶋崎量弁護士は「しゅくし定規な審査で不支給となるケースが多」と指摘する。昨年、脳・心臓疾患の労災認定基準が改正され、労働時間以外にも業務負荷がある場合は、残業が発症前1カ月間で100時間などの「過労死ライン」に達しなくても認定できると明記

嶋崎弁護士によると、申請を巡り、勤務先企業がきちんと従業員の労働時間を把握していないなどの理由で、証拠集めが難航することも多い。「労基署は形式だけにとらわれず、実態に即して幅広く補償すべきだ」と強調した。



吉田二郎さんのスケジュール帳を眺む母親
13日、長野県松本市

東京川の手

台東 墨田 江東 荒川
足立 葛飾 江戸川

速報や写真提供の連絡先
朝日新聞 東部支局
〒110-0026
墨田区向島4-8-10
MYSEビル
☎ 03-3631-2250
fax 03-3631-1337
mail tobu@asahi.com

東京総局
〒104-8011
中央区築地5-3-2
☎ 03-5541-8435

購読・配達のご用は
☎ 0120-33-0843
(7:00~21:00)
広告のご用は
☎ 03-5540-7458
折り返しのご用は
☎ 03-3544-7621

きょうの天気

6-12時 曇り時々雨 12-18時

40	大手町	52
40	練馬	70
40	府中	70
40	八王子	70

大手町	南	府中	南
練馬	南南西	八王子	南南東
湿度 80%	波 1.0m	最低 23度	最高 29度
気温	最高 29度	最低 23度	最高 29度
大塚	29度	最低 23度	最高 29度
練馬	29度	最低 23度	最高 29度
府中	27度	最低 22度	最高 27度
八王子	27度	最低 22度	最高 27度

あす

大手町	南東	府中	南東
練馬	南南東	八王子	南南東
湿度 90%	波 1.0m	最低 23度	最高 29度

7月6日 (旧6月8日)

日出	4.31
日没	19.00
日出入	10.51
月没	23.17
月齢	7.0

入所者虐待疑い 続発なぜ

青梅の障害者施設 「暴力肯定の空気」か

青梅市の障害者支援施設で入所者を暴行したなどとして職員らが相次いで逮捕された。施設内では日常的に虐待が繰り返されていた疑いが持たれている。なぜ防げなかったのか。(岩田恵美 増山祐史 遠藤美穂)

この施設は、青梅市新町3丁目の「自立支援塾おさくSS」。運営団体の理事長によると、施設には知的・精神障害がある25人ほどが入所し、大半が施設内で生活していた。障害の程度が重い人の利用もあった。最初に事件が明らかになったのは、今年3月。入所者(当時30)の事件後に死亡の顔などを殴ってけが



障害者施設「自立支援塾おさくSS」を運営する団体の事務所を自宅捜索する警視庁の捜査員＝6月7日、青梅市東青梅3丁目

教授(障害者福祉論)は施設内で「暴力を良しとする空気」が広まっていた可能性を指摘する。暴力で入所者は萎縮し、おとなしくなったように見えたことで暴力が肯定されたと分析。

「暴力を助長したり、見て見ぬふりをしたりするようになったのではないか」

障害者虐待防止法では、職員による虐待の目撃者に

防止へ「外の目」必要

運営団体の姿勢を疑問視する声もある。

理事長は事件後、取材に「暴力があったということだけで、非常にびっくりした。」

私の監督不行き届きだ」と謝罪。その上で、「(入所者は)行き場のない人たちばかり。もう一回、施設の態勢を立て直して面倒を見なくてはいけない」と述べた。

日本女子大学の久田剛夫教授(利用者本位サービス論)は暴力を把握していなかったことを「マネジメント不足だ」と断じた。ボランティアを日常的に受け入れたり、地域住民が活動する共用スペースを設置した

対し、自治体への通報を義務づけている。だが、今回は施設側から虐待に関する通報が市に寄せられたことはなかった。

日本社会事業大学の曾根直樹准教授(障害者福祉)も「暴力は組織運営の問題だ」と指摘する。2020年度の厚生労働省の統計によると、施設内で起きた虐待の要因として最も多く挙げられたのは、職員の「教育・知識・技術」の問題だった。倫理観のなさが入居者とのトラブルを招き、職員のストレスが増したり、人手不足になったりと悪循環に陥るといふ。曾根准教授は「管理者がしっかりと理念を掲げて職員の教育を徹底することが大切だ」と呼びかける。

潮	6日・小潮
東京港	8.53
満潮	22.01
干潮	3.15
干潮	15.26